平成２２年（フ）第１０２号
愛知県豊田市折平町西屋敷557番地58
債務者　有馬英昌こと　朴　　英昌
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月26日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１４９号
愛知県刈谷市高倉町３丁目203番地　グリーンハイツ高倉105号
債務者　東　　正幹
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月26日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第４３０号
神奈川県海老名市柏ケ谷1061番地の２　コーポラスかしわ台203
債務者　山姿　健太
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４３１号
横浜市金沢区能見台東11番９―1108号
債務者　武田　　敦
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４３２号
横浜市金沢区能見台東11番９―1108号
債務者　武田　洋子
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５７１号
横浜市保土ケ谷区峰岡町１丁目11番地の１
債務者　三井　和也
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５８５号
横浜市中区本牧原21番５―503号
債務者　千葉　裕子
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６１５号
横浜市金沢区富岡東１丁目５番12号　ＦＯＲ－１アパートメント202号
債務者　須佐　圭介
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６２１号
横浜市神奈川区西大口454番地４　妙蓮寺コーポラス417号
債務者　村上　　厚
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６２８号
横浜市神奈川区菅田町1902番地６
債務者　牧　　良則
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６２９号
横浜市瀬谷区橋戸２丁目23番地　県営橋戸原団地６棟101号
債務者　鍵山　正美
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８７２号
大阪府豊中市蛍池東町２丁目６番10―506号
債務者　鈴木　　希
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月25日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１０７６号
大阪府豊中市曽根東町６丁目４番10号
債務者　内山　輝明
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月25日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１１２５号
大阪市中央区常盤町１丁目４番１―405号
債務者　村谷　大樹
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月21日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１５４７号
大阪府豊中市服部西町２丁目７番１の10号
債務者　都間　成和
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月21日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部